

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算及び自治基本条例特別委員会会議録 (6)			
日 時	平成 25 年 11 月 1 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 3 時 30 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	斎藤 (博) 副委員長、安斎・小貫・松田・高橋・鈴木・上野・ 前田各委員 (中島委員長欠席)		
説 明 員	市長、副市長、総務部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員 長 副委員 長 署 名 員 署 名 員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○副委員長

初めに、一言御挨拶します。本日、中島委員長が病気のため欠席しておりますので、私のほうでそのかわりを務めさせていただきますので、御理解と御協力のほどお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、松田委員を御指名します。

委員の交代がありますので、お知らせします。千葉委員が松田委員に、中村委員が安齋委員に、新谷委員が小貫委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市自治基本条例（案）の考え方」等について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市自治基本条例（案）の考え方等につきまして報告いたします。

9月17日の当委員会での御指摘を受け、本日の委員会資料といたしまして、小樽市自治基本条例（案）の考え方を作成いたしましたので、その概要と市民周知の取組について報告いたします。

初めに、小樽市自治基本条例（案）の考え方について説明いたします。

まず、表紙をごらんください。表題の上に、この条例案が「市民の皆さんと協働により進める小樽のまちづくりの基本的なルール」であることを明記いたしました。また、同じく表紙の囲みの中に記載しておりますが、本条例案が「本市のまちづくりや行政運営の基本理念を表したものであり、抽象的な表現を使用している部分が多いことから、各条文の考え方や用語の解釈、関係法令等を掲げることにより、条例案の理解を深めていただくための補足資料として」本書を作成したものです。

次に、目次をごらんください。本書の構成は、「小樽市自治基本条例制定の意義」「各規定の考え方」「小樽市自治基本条例（案）」の3項目で組み立てられており、最後に資料として、「これまでの経過等」を添付しております。

最初に、1ページから2ページの小樽市自治基本条例制定の意義についてですが、四角形で囲まれた「1. 自治基本条例とは」で、自治基本条例の一般的な考え方のほか、本市が策定を進めている条例の目的や主な規定内容を述べています。

「2. 自治基本条例が必要な理由」では、社会的な背景や本市が抱える課題などに対応していくために、市民、議会、市が協力してまちづくりに取り組んでいくことが大切であり、そのためには市政運営の理念や原則、市民参加のルールなどを条例として具体化し、実効性を確固たるものにする必要があることを述べています。

「3. 小樽市自治基本条例策定委員会による提言」では、条例案策定までに至る経過と策定委員会からの提言内容を尊重して条例案を策定したことについて述べています。

2ページの「4. 自治基本条例制定による効果」としまして、「市民、議会及び市による協働の推進」「市職員の意識改革」「基本的な市政運営の基本方針の継続」の三つを挙げております。

「5. 条例の名称」では、本条例が自治のあり方や枠組みを規定したものであることから、小樽市自治基本条例という名称を用いたことについて述べています。

3ページ目からは、小樽市自治基本条例の各規定の考え方についてです。

まず、前文には、条例を制定するに当たっての背景や条例の基本理念、意義について示しています。条例の制定目的である豊かで活力ある地域社会の実現のために、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、自治基本条例を制定することとしています。

5 ページから 7 ページの「第 1 章 総則」では、第 1 条で条例の制定目的を規定し、第 2 条で「市民」や「協働」など用語の定義を規定しています。

なお、第 2 条第 1 号の「市民」については、より多くの方々の知識や経験がまちづくりに生かされるようにするため、市内に住所を有する者のほか、市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者、活動する団体と、広く定義して規定しております。

8 ページの「第 2 章 まちづくりの基本原則」では、第 3 条で情報の共有、第 4 条第 1 項で市民参加、第 4 条第 2 項で協働、この三つを基本原則として掲げています。

まず、一つ目の基本原則である情報の共有に対応する条項として、9 ページから 10 ページの「第 3 章 情報の共有」で、第 5 条「情報の提供」、第 6 条「情報の公開」、第 7 条「個人情報の保護」をそれぞれ規定しています。

11 ページの「第 4 章 参加及び協働」では、二つ目の基本原則である市民参加に対応する条項として、第 8 条に「市民参加の推進」を規定し、12 ページには、三つ目の基本原則である協働に対応する条項として、第 9 条「協働によるまちづくりの推進」を規定しています。

このほか、第 10 条「コミュニティ」では、その重要性を市民、議会、市それぞれが認識し、守り育てていくことや、コミュニティに対する市の支援について規定しています。

また、13 ページの第 11 条「住民投票」は、直接、住民の意思を確認する必要がある場合、間接民主制を補完する制度として位置づけたものです。住民投票制度には、市政に関する重要な事案が生じた際、その事案ごとに議会の議決を受け、住民投票条例を制定し、実施する個別型と、あらかじめ対象事案や方法などを住民投票条例として定める常設型がありますが、本条例案では投票実施に際し、議会の意思が尊重される個別型を規定しております。なお、憲法上、地方自治制度は間接民主制が採用されており、条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは議会や市長の権限を制限することになると考えられることから、本条例案では「住民投票の結果を尊重」としています。

16 ページから 17 ページの「第 5 章 市民」では、第 12 条「市民の権利」で、自由意志に基づくまちづくりへの参加と、知る権利について規定し、第 13 条「市民の責務」では、まちづくりに関心を持ち、可能な範囲で参加し、みずからの発言や行動に責任を持って協力することを規定しています。また、第 14 条「事業者の権利及び責務」では、事業者は市民としての権利と責務を有するほか、地域と調和し、協働のまちづくりへ寄与することを規定しています。

18 ページから 19 ページの「第 6 章 議会及び議員」では、第 15 条「議会の役割及び責務」で、法令に定める権限の行使や市政の監視、牽制のほか、開かれた議会運営について規定しています。また、第 16 条「議員の責務」では、市民の意見を把握し、これを議会での議論に反映させることや、政策立案活動を充実させるための調査研究に努めることを規定しています。

20 ページから 23 ページの「第 7 章 市長及び職員」では、まず市長に関し、第 17 条「市長の役割及び責務」で、公正かつ誠実な市政の執行や、指導力を発揮してまちづくりに取り組むこと、さらには小樽や後志地域の魅力を認識し、国内外に発信することを規定し、第 18 条「職員の育成等」では、人材の育成や職員の能力の評価、適切な配置について規定しています。職員に関しては、22 ページの第 19 条「職員の責務」で、公正かつ誠実な職務の遂行や自己研さんについて規定しているほか、みずからも市民としてまちづくりへの参加に努めること、また、法令に違反し、市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は通報することを規定しています。

24 ページから 32 ページの「第 8 章 行政運営」では、さまざまな市の制度や組織などについて、適正に運営していくよう規定しています。「総合的な計画」をはじめ、「財政運営」「行政評価」「組織運営」「委員の公募」「説明責任」「法務」「関与団体」「行政手続」「外部監査」「公益通報制度」について規定しています。なお、第 20 条「総合的な計画」については、地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、将来的

な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示していく必要があると考え、総合的な計画の策定を本条例案に規定しています。

33ページの「第9章 魅力あるまちづくり」では、将来にわたってにぎわいと風格ある観光都市としてあり続けるよう努めることのほか、本市の特性を生かした魅力あるまちづくり施策の推進、また市民自身が小樽への理解を深め、訪れる人々を温かく迎えるよう努めることを規定しています。

34ページの「第10章 安全で安心なまちづくり」では、市は防犯や交通安全などの取組の推進や、自然災害といった不測の事態に備えた体制の整備を行うとともに、地域住民や関係機関等との連携や協力、情報提供に努め、また市民みずからが災害に備える意識を高め、対策を講じることや、互いに協力して地域内での防災対策を進めるよう努めることを規定しています。

35ページの「第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力」では、第33条「国、北海道及び他の自治体との連携及び協力」で、市のみでは対応困難な課題に対し、国や北海道、他の自治体との連携、協力を図ることを規定し、第34条「関係機関との連携及び協力」では、政策の立案などに際し、教育機関や経済団体などの関係機関が持つ情報や知識などをまちづくりに生かしていくことについて規定しています。

36ページの「第12章、条例の位置付け等」では、第35条「条例の位置付け」で、条例の制定や改廃、まちづくりに関する計画の策定、施策の実施に際しては本条例を最大限尊重し、整合性を図ることを規定し、第36条「条例の見直し」では、5年を超えない期間ごとに、本条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかの検討を行い、必要に応じて見直すことを規定しています。

以上が小樽市自治基本条例の各規定の考え方です。

なお、37ページ以降に、「小樽市自治基本条例（案）の構成」と条文、「小樽市自治基本条例 これまでの経過等」を添付しています。

小樽市自治基本条例（案）の考え方についての説明は以上です。

次に、9月の当委員会以降に行いました本条例案の市民周知の取組状況について報告いたします。

市のホームページのトップにある「市役所からのお知らせ」に「小樽市自治基本条例の制定について」を加え、条例案及び第3回定例会に提案し、現在議会で審議を行っていることを掲載いたしました。また、10月18日放送のFMおたるの番組内で、市長みずから条例案の概要についての説明を行ったほか、本日発行の広報おたる11月号で条例の必要性や構成について掲載しております。

今後の周知方法といたしましては、11月20日開催の町会長と市との定例連絡会議において条例案の概要を説明するほか、職員が出向いて説明を行うまち育てふれあいトークに自治基本条例の項目を加えるなど、さまざまな場面を活用し、小樽市自治基本条例を広くお知らせしていく予定です。なお、実施時期は未定ですが、市民説明会の開催やパンフレットの作成なども今後行っていく予定です。

○副委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

一新小樽。

○安齋委員

◎市民周知について

前定例会でも条例案の市民周知について何点か質問させていただきましたので、本日御報告いただいたことを含めて質問させていただきます。

小樽市自治基本条例（案）の考え方の表紙の上のほうに、「市民の皆さんと協働により進める小樽のまちづくり

の基本的なルール」ということで、わかりやすい副題をつけていただいたという感想を持っております。その上で、今後こういった周知ができるかということも御報告いただきましたが、まず、目標値、例えばこれぐらいまでできたら市民周知ができたと判断されるかということを考えていらっしゃるのか、それとも、これからやってみた上で、市民の方からいろいろな御意見が何件か来て、それで初めて市民周知ができたと判断されるのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市民周知につきましては、数字的にはかることがなかなか難しい部分もございますけれども、今後考えております説明会やフォーラムといった部分で、多くの方が参加されるような形で取り組んでまいりたいという部分もございますし、実際にどれぐらい浸透したかというものはかっていくときに、条例の進行管理といいますか、どのように進んでいるかという度合いを把握していくことも考えております。例えばその中で、審議会などに市民の方の御意見がどれだけ寄せられるようになったなど、そういった部分での浸透の度合いというのでしょうか、そういったものも含めて市民への周知のぐあいを考えていきたいと思っております。それで足りない部分については、また随時手法の見直しなどを考えてまいりたいと考えております。

○安齋委員

今までも広報おたるやホームページに載せて周知されてきたということではありますけれども、既存のテレビやラジオ、そしてフェイスブック、ツイッターなど、いろいろなクロスメディアで周知されることが望まれると思っておりますので、今後それをぜひ進めていただきたいと思っております。

もう一点、11月1日から、戸籍住民課に設置されているモニターで、条例案について放映されると伺いました。時間がなくて確認できなかったのですが、どのように放映されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

戸籍住民課のモニターなのですけれども、住民票などをとりに来られた方が順番待ちの番号札をとられたときに、番号が表示される画面がございまして、その横に広告と一緒に市からのお知らせというのが流れる状況になっております。ここで自治基本条例について1こま設けてございまして、現在、自治基本条例の制定に向けて取り組んでいる、さすがに条例案の内容までは、そのモニターの中には全部載せられませんので、ホームページをごらんいただき、企画政策室に御連絡くださいという形で周知を行っております。

○安齋委員

それは1時間に1回、2回など、定期に表示されるのでしょうか。それとも、何かの広告が終わったらすぐにそれが出てくるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

時間のサイクルまでは確認しておりませんが、広告が数本挟まる中に、市からのお知らせがまた間に入る、その後、また広告が何本か続いて、市からのお知らせが入る、その市からのお知らせが5本あるうちの一つに、自治基本条例案のお知らせが挟まってくる形になっております。時間、何分サイクルかというのは確認しておりません。

○安齋委員

待っている人たちは結構あそこを目にしますので、広告も結構影響があると思っておりますから、ぜひ周知できたらと思っております。

◎制定後の取組について

前回の集中審議の際に質問させていただいたことを含めて質問させていただきますが、前回、私はまちづくりの相談窓口をつくるというような話をさせていただきました。その際に御答弁いただきましたのは、十分意見を踏まえて考えていきたいということでした。その後1か月余りしかたっていないかもしれませんが、検討されているのであれ

ば、どのような検討をされてきたかお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

前回御質問いただいた部分で、市民会議的なものの設置ということで検討していくという話をしてきましたけれども、具体的にはまだ、他市の状況、こういうイメージで進めているというレベルを確認している程度でございます。ですから、それを小樽の状況に当てはめてどうできるという研究まではまだできておりません。

○安斎委員

現在は条例ができるまでに市民周知ということで、各会派の皆さんからも御指摘があると思うのですが、私もそう思っているのですが、結局はこの条例ができた後が一番大事です。できた後にどうかかわっているのか、まちづくりに市民が参加しているのかということについて、具体的に、理念条例なので見えるかどうかは難しいのですが、条例案には市職員の部分もありますから、条例制定後、市が何か動いているというイメージが必要だと思いますので、ぜひその検討を進めていただきたいと思っております。

これは提案なのですが、9月17日の当委員会でも十和田市役所の話もさせていただきました。あんかけ焼きそば親衛隊としてボランティアで参加して十和田市に行ったときのことで、市役所はどうなっているのかと思って見に行ったら、まちづくり支援課の市民相談室が1階に設けられていて、いろいろなまちづくりの相談をそこで受けて、そこから各部署へ行ってもらうというようなシステムでした。これについても参考にさせていただければということで提案させていただきました。

本市の本庁舎では、正面入り口から入って左側に受付がございます。あそこは、私も何回も通って見ているのですが、女性の方がただ座っているだけで、何か相談があったときに市民の方が話しかけるといいう形になっています。ただ待ち受けているという状況なのです。どこの市か忘れてしまったのですが、その受付事務をNPOに委託して取り組んでいるところがございます。そこでは、受付でただ待っているということではなく、部屋から出て入り口のところに立って、何か相談はないかということで待ち受けて、おもてなしの気持ちといいますか、いろいろと対応しております。ある組織をつくってやることは大変難しいかもしれませんが、受付のところ、こういった条例ができましたと、まちづくり相談室のような、まちづくりについてはこちらですというような御案内等、案内するような体制は整えられないのかと思っております。そういったことも他都市の事例を踏まえて研究して欲しいと思っております。御答弁は要りません。私も後でどこの市だったかということも含めて提案させていただきますので、市役所に入ってきて、おもてなしというか、そういったところをぜひ少し強めていただきたいと思っております。

次に、先ほどの御答弁の中で推進会議ということが主幹から出ていましたけれども、自治基本条例制定後、検証していく会議になるのか、どのようになるのかはわからないのですが、5年に1回の見直しで、5年たったから1回やるということではなく、やはり定期的に、この条例に対して、どのぐらい協働のまちづくりが進んでいるのか、市民がどれぐらい参加しているのか、検証が必要になってくるかと思うのですが、それについて進捗状況をチェックできるような体制をつくっていただきたいと前定例会で質問させていただきました。その際には、課題ということで整理させていただくということでしたけれども、これについて何か他都市の事例を検証している、あるいはこういったイメージでやりたいというものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほど、市民会議的なものの設置ということで、ほかのまちの状況を今見ているということで話をさせていただきました。最終的に、小樽市の進行管理といいますか、見直しの体制の中で、その市民会議を間違いなく設置決定していますという話をしたつもりではないのですが、そういったものも参考にしながら、小樽市としてはどのようにチェックしていこうかという段階でございます。その中で、同じ道内で、例えば帯広市などでは、そのような市民会議的なものを持っている事例もございますし、また、ほかのまちでは、どこのまちだったかはすぐ浮か

ばないのですけれども、パブリックコメント的なやり方やアンケート調査的なやり方で、市民の皆さんの意識がどう変わってきているかという、尺度をはかる手法を用いているところもありますので、そういうほかの、市民会議的なものにこだわらずに、どういったものが小樽市のこの条例の見直しにとって一番必要なかというのを、これからさらに研究していきたいと考えております。

○安齋委員

やはりこの条例はできてからが一番の課題であると思っておりますので、市民周知など、その辺をうまくしていただければと思っております。

◎人事異動について

質問ではないのですが、今回の議会対応を含めて、今まで取り組んできた担当主幹を、議案を提案する今年度に異動させて、新しい主幹に議会対応をしていただくということに関して、大変御苦労されているとは思いますが、私はあまりよろしくなかったと感じております。組織ですので、室長や主査もずっと対応されていたということですから、組織的にはうまく回されていたとは思いますが、議会対応が一番されるのはやはり主幹なので、主幹が一番大変だったなど、そこをうまく、もう少し考えた人事異動の考え方がよしかったのではないかと感じております。これについては私の考えを述べさせていただきだけで終わりますけれども、今後の市民周知も含めて、そういった人事についても、職員の意識を向上させるための条例案ということですので、しっかり認識して進めてほしいと思っております。

◎今後の市民周知について

我々の会派としては、この市民周知に関して、一定程度広まっていれば、条例を制定して、さらに進めてほしいという考えでございます。ただ、今回は、一度、条例案が継続審査となり、まだ1回目です。また、市長がラジオに出演されて説明され、今度、テレビモニターで周知する、広報おたるでやっていくということが11月から始まっているということですので、それはじっくり様子を見させていただきたいと思っております。これから1か月ぐらいありますので、いかに市民周知を広げていただいて、広く浅くというわけではないですが、市民の皆さんがこの条例案に対して、自治基本条例ができるのだね、市民協働のまちづくりがルールなのだよねなど、それぐらいになっていただければいいと思っております。前定例会のときは、市民の方から、新聞を見たけれども自治基本条例とはそもそも何なのか、という声を結構いただいたものですから、そういったところを少しずつ解消していただければと思っております。

今日の採決では、一新小樽としては、やはり様子を見させていただきたいという思いがありますので、次の議会又は特別委員会で、その状況を見させていただいて判断してまいりたいと思っておりますので、ぜひ市民周知の部分をしっかりやっていただきたいと思います。

○副委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎前回の議会議論の受止めについて

9月の当委員会で、小樽市議会としては大変珍しく、市長提案の議案が継続審査となる事態になりました。議会のこういう決定、意思をどのように受け止めているのか、まずそこから伺います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

継続審査という御判断をいただいた部分なのですが、私どもといたしましては、自治基本条例がまちづくりの基本的なルールとなり、これを定める市民の皆さんにとりましても、議会の皆さんにとりましても、私ども市にとりましても非常に重要なものというふうに認識しております。そのため、引き続き議論いただく形になってお

りますけれども、その結果につきましては非常に重く受け止めているところでございます。御指摘をさまざまいただいておりますけれども、その中でできる内容をこの 1 か月間の中で進めてきたところでございます。

○小貫委員

重く受け止めているということでした。それで、9月17日の当委員会の集中審議では、各会派からさまざまな意見が出されました。それらの意見を踏まえて、先ほど言っていた 1 か月の間、企画政策室では条例案をどのように検討してきたのか、その辺を伺います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

9月の当委員会以降、もちろん条例の中身についてはもう一度確認いたしましたし、特に、皆様から御意見をいただいております。条文の解釈がしづらい部分、わかりづらい部分、分かれる部分がございますので、そういった部分につきましては、小樽市自治基本条例（案）の考え方の中で可能な限り補足する、追記するという形で整理を行ってきたところでございます。

○小貫委員

私たちの会派としては、具体的な条文の訂正も含めて提案いたしました。ただ、この時点では、市民周知が不足しているところが大きな問題でしたので、今の時点では、市民周知を終えて、市民の意見を踏まえて、どう検討していくのかという段階だと思うのです。

それで、この間、解釈についてわからない部分があったので、小樽市自治基本条例（案）の考え方で補足する形をとったということなのですが、なぜ条文自体を変えるという判断がどこにもなかったのか、これはどういった判断からだったのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例案は前回提案させていただいたとおりの内容となっておりますけれども、条例案を策定するに当たりましては、市民の皆さんに入ってくださいました策定委員会の議論経過を基につくられた提言書を、最大限生かすような形で作られたものでございますので、条例案といたしましては、前回提案していただいたものをその形で引き続き出させていただいております。

条文につきましては、提案したこの内容は、本市のまちづくりにとって非常に重要なものでありますし、最も適した内容であると考えてつくったものでございます。先ほども申し上げましたけれども、解釈の分かれる部分につきましては、小樽市自治基本条例（案）の考え方の中で整理させていただきました。前回の議論の中でも、解説書の中でわかりづらい部分は補足するよという御指摘もございました。そういった形で、今回は条文の内容ではなく、解説、小樽市自治基本条例（案）の考え方の中で整理する形をとらせていただいております。

○小貫委員

市民周知について、私たちは現段階で不十分だと思っておりますけれども、それでも今いろいろと行っているわけです。そういう中で、市民からの意見などが出てきたり、当委員会がまたあったとしたら、又は次の議会でも議論があったりしたときに、今の時点では適しているものだと思っているという答弁でしたが、そういった意見も今後全く踏まえぬというか、踏まえてはいると思うのだけれども、変えていく予定はないのか、その辺はいかがなのでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

私どもといたしましては、議会に正式に提案させていただいた内容ですので、この形、この条文を見直すといえますか、変えるという部分での考えは持っておりません。

○小貫委員

そうなる、私たちは一会派ですので、私たちのいろいろな意見がそのまま通るとは思っていないんですが、議会の中で一致してこう変えたほうが良いという文言があった場合、市としては、議会の言うことはそうだけれども、小

樽市自治基本条例（案）の考え方などの解釈、説明などでは対応するが、条文は変えていかないというつもりなのでしょうか。今、こうやって集中審議のために委員会を開いているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○（総務）企画政策室長

今回、条例案を出させていただいておりますけれども、これにつきましては、これまでの経過を見ていただくとわかりますように、二、三年前からの議論経過をまとめさせていただいたものでございます。策定委員会の横山会長を中心として、その中でワークショップを開きながら、市民の方々からの意見を踏まえまして、各条文について、それぞれ真摯な真剣な議論の中でいただいたものをベースとしておりますので、私どもとしては、今、提案させていただいた内容でぜひ御議論いただいてというふうに考えております。

○小貫委員

策定委員会の人たちは本当によくやってくれたと思っていますし、その努力には敬意を表したいと思います。ただ、前定例会の代表質問で新谷委員が言ったように、私たち議会というのは、選挙によって市民から信任を得て活動しているものですから、行政をしっかりチェックしていく責任があるわけです。そういう議会が仮にこれから各党派で、一致できる点がどの程度あるかわかりませんが、一致して提案を求めた場合に、それも否定するという今の市のスタンスは問題があるのではないかと思います。仮にそういう議論がある場合は、もちろん検討していくという立場になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

議会議論を否定するという事は全く考えておりませんので、条例案を提出はさせていただきましたので、あとは議会議論の中で意思決定をしていただくということで考えております。

○小貫委員

この件については、議会の議論を十分踏まえてほしいと言っておきます。

次に、報告を受けました小樽市自治基本条例（案）の考え方と市民周知に話を移したいと思います。

◎小樽市自治基本条例（案）の考え方について

小樽市自治基本条例（案）の考え方という冊子なのですが、これの活用方法について今どのように考えているのかお答えください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市自治基本条例（案）の考え方の冊子なのですが、まだ条例案という段階ですので、内容が確定しているわけではありませんが、もし案がとれるような形になりましたら、再度見直す部分はもちろん見直して、市民の方もごらんいただける形で、例えば、ボリュームがありますので、ホームページ等を使って見ていただくような形はとりたいと考えております。

○小貫委員

2ページに、自治基本条例制定による効果ということで3点にわたって載っていますけれども、どれをとっても急いで決めなければいけないという理由が見えないのですが、それについてはどのように考えていますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

この3点の効果なのですが、いずれも今の時点で、例えば全く協働が進んでいないというわけでもございませんし、市の職員の意識が全くないというわけでもございません。ただ、この部分については、当然今も進んでいる形ではありますが、この条例をきちんと明文化する、定めることによりまして、その推進というのでしょうか、その効率といいますか、それを向上させていくのが条例の目的でもありますので、条例をつくることによって加速されるといいますか、そういう部分で期待される効果ということで、ここでは挙げさせていただいております。条例を制定しなければ、進んではまいりますが、急に上るといいますか、上向きの度合いが何とも難しくなるといいますので、それをなるべく上向かせるような形で制定を進めているところでございます。

○小貫委員

要は、自治基本条例制定における効果は仮にこのとおりだとしても、今あまり急ぐ必要はないですよということをお私に思うのです。ただ、市としてはなぜ急ぎたいのか、そこをお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

急ぐといえますか、私どもとしてはスケジュールを立てまして、今回、来年 4 月 1 日の施行ということで提案させていただいておりますけれども、このように現在もまだ議論が進んでおりますので、あくまでその議論経過がきちんと整理された上で条例は制定されるべきだと思っておりますので、急いでいるというよりも、市民の方にこういうものをわかっていたいただきたいという思いで条例の作業を進めているということで御理解いただきたいと思いません。

○小貫委員

急いでいるわけではないということで、失礼をいたしました。

それで、各規定の考え方について伺いますけれども、前文の考え方が 3 ページと 4 ページにわたって書かれています。前定例会において、前文に、憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、という文言を入れるべきではないかということをご代表質問で主張いたしました。ところが、それについて、先ほど条文についてはこれが適しているから変えるつもりはありませんという答弁でした。それは百歩譲ったとしても、なぜ小樽市自治基本条例（案）の考え方にも記述がないのか、そこまでも否定されてしまったのか、そのあたりをどう考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

地方自治の本旨に基づき、という部分なのですけれども、この条例案の関係法令という部分が非常に多く出てまいります。地方自治法上でも、第 2 条第 11 項で「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない」という規定がございまして、「地方公共団体に関する法令」に本市の自治基本条例も該当するかと思います。地方自治の本旨に基づく、という部分はその前提でございまして、ここで改めて記入はいたしていません。

○小貫委員

前文の本文ではなく、小樽市自治基本条例（案）の考え方にもそのことが盛り込まれないという、前文の解釈についての考え方のところですが、最後から 2 段落目に「「豊かで活力ある地域社会の実現」のために、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、この自治基本条例を制定するものです」と書いてありますが、ここに、憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、などと、前文をどう加えるかというのは、市民の意見もまだ私たちは正式には聞いていませんし、議会としてもこの辺はまだ一致点を見いだせているわけではないですけれども、答弁ではそのように前提の話だとされているのに、なぜ考え方のところにこういう説明を載せてくれないのかと、それで考え方の説明と言え文章になるのかというところを聞いたかったです。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

私、前文の中にという意味で御質問を捉えてしまいまして、まことに申しわけございませんでした。

小樽市自治基本条例（案）の考え方なのですけれども、今回、本日の議論を含めて、皆さんに議論を深めていただくために作成したものでございまして、今、小貫委員から御指摘があった部分につきまして、もう一度、小樽市自治基本条例（案）の考え方の中でどのように整理できるか、これはあくまで完成品ではなく、今の時点での議論の土台というふうにご考えていただければと思いますので、その中で整理できる部分は整理させていただきたいと考えております。

○小貫委員

小樽市自治基本条例（案）の考え方については完成品ではないということなので、もう少し意見を言わせていただきます。

前文の考え方のところでは、ほかの条文のところでは関係する法令がいろいろ出ているのですけれども、何もありません。そうなると、地方自治の本旨は憲法第92条にあるわけですから、前文の関係法令として、憲法第92条をちゃんと載せる、地方自治の役割が書いてある地方自治法第1条及び第1条の2も載せておく必要があるのではないかと思いますけれども、これについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室長

小樽市自治基本条例（案）の考え方ということで今日出させていただいていますけれども、ほかの条項の部分でも関係条例ということで載せさせていただいておりますが、あまりに多くのものを盛り込んでしまうと、かえって市民の方がこれを見たときにわからなくなってしまうという弊害も出てくると思います。今、小貫委員から御意見をいただきましたけれども、全体のバランスを見ながら、条文等の重要性などを考えながら、その辺は考えていきたいと思っています。

○小貫委員

この後する質問の中でも同様のことが幾つかあるので、それも同様に考えていただきたいということで受け取ってもらえればいいのですけれども、幾つか提案します。

前回、条例案第18条について伺いました。職員の育成についての部分です。そこで、効果的、効率的という表現が地方公務員法と異なる表現ではないかということで質問しました。ただ、それについては、この条例そのものが民主的な部分の判断の下に成り立っているのだということで、条例の大前提だというふうにしたしか答弁いただいたと思っています。それならば、第一としては、条文をそのように書きかえるべきではないかと思うのですが、まずこれについていかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

前回と同じ話になりますけれども、この条例自体が民主的な判断の部分で成り立っているものでございますので、「効果的かつ効率的」という表現をしておりますが、これにつきましては、一般的に市民の皆さんに理解していただけるようにという意図を込めましてこういった形で整理しておりますので、条文を変更するという考えは今の時点ではございません。

○小貫委員

そう言うと思ったのですけれども、それならば、先ほど言っているように、考え方の部分で、関係法令として地方公務員法第1条の内容を示して表現すべきではないかと思うのです。ところが、それも抜けているのですけれども、それについてどう思いますか。

○（総務）企画政策室長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、あまり細かく入れてしまうとやはり見づらくなってしまうという部分もございます。本当にエッセンスとなる条文を今回出させていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っています。御意見としては承っておきたいと思っていますので、そういう形でよろしく願いいたします。

○小貫委員

地方公務員法にしても、地方自治法にしても、第1条というのは基本的にその法律の目的を示しているものですから、法律の中でも大変重要な条文だと思って提案させていただいたわけなのです。条例案第22条にも同じく効果的、効率的という表現があって、それについても前回聞いたのですけれども、それならば、なぜ地方自治法第1条で「民主的にして能率的な行政の確保」という表現になっているのかについて、どのような見解を持っているのか示してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほどの条例案第18条についての答弁の繰り返しになりますけれども、「民主的」という部分が大前提でございますので、そちらにつきましては条文の中には表記しておりませんが、「能率的な」という部分を用語として「効

果的かつ効率的な」という形で整理させていただいて、条文として掲載したものでございます。

○小貫委員

質問がうまく伝わっていなかったようなのですが、今聞いたのは、そうやって記載すべきではないかという意味の質問ではなく、なぜ地方自治法でそのようになっているのかについて、どのように考えていますかという見解を伺いたかったのです。

○（総務）企画政策室長

答弁になるかわかりませんが、地方自治法でそういう地方自治の運営の制度が規定されていますが、そういう意味で民主的、それから能率的な行政運営を図ることが必要だということで地方自治法に規定されているということで考えております。

○小貫委員

私もいろいろ勉強したのですが、「民主的にして能率的な行政の確保」ということなのですが、基本的に「能率的」という部分は、今手元にはないのですが、地方自治法第2条だったかな、そこにもどのようなものかというのは出ているのですが、最少の経費にして最大の効果というように書いてある、ただ、それと「民主的」というのは結局相入れなくなってくるから、両方やっていくのは大変厳しいことだから、あえて並列に表記して、能率的、効果的なほうばかりにいかないように、「民主的にして能率的な行政の確保」となっていると、どこかの本で読んだのです。そういう意味で「民主的」という言葉と一緒に並んでいることがやはり重要なのではないかと私は思ったものですから、これはよく検討していただきたいと思います。

幾つかの条文については、それを載せるかどうかは今後検討していくというか、必要なものだけ入れていくという答弁だったので、関係法令を幾つか載せる必要があるのではないかというのをもう一つ用意していたのですが、意見だけ言わせていただきます。条例案第27条についてなのです。小樽市自治基本条例（案）の考え方の中で、指定管理者について、関係法令として地方自治法第244条の2第10項が載っています。ただ、指定管理者を何でやるかというところは、同条第3項でたしか規定されているはずなのです。そこには、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」と定められていて、それが指定管理者なのだということになっているわけですから、そうすると、この場合は第10項よりも第3項を載せるほうが適切であって、仮に公の施設は何なのかといたら、第244条を載せなければいけないのですが、そういう形になるのではないかと思うのですが、これはたぶん先ほどと同じ答弁になると思うので意見だけ言います。

それで、条例の見直しについて9月17日の当委員会でも聞いたら、市民の意見を聞くことはもちろんだという旨の答弁がありましたけれども、これも同様に、条文に手を加えないにしても、考え方にもそのことが載せられていないわけなのです。私たちは、市民の意見を聞いて、という一文を入れるべきだということを言いましたけれども、もちろんだという答弁をしておきながら、考え方のところにも載せていないというのは、議会の答弁と異なるのではないかと私は思います。これについていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例の見直しの部分なのですが、たしか前に話したときに、この条例で盛り込んでいる内容自体が、市民の皆さんの御意見などを前提にということで自治行政を進めていくというもので成り立っております。そういった意味であえてここでは書かなかったという部分もございまして、見直しの部分の手法について、先ほど安齋委員にも答弁いたしましたけれども、どういった形で具体的に行っていくかという部分がまだ確定しているわけではございません。そういった部分も含めまして、ここでの考え方につきましては、市民の御意見をいただいてという部分は未定の部分もございましたので、加えていない状況でございます。

○小貫委員

◎市民周知について

最後にします。やはり条例を制定する前に、市民周知をちゃんと行うべきだと思います。この事例は理事者の方に何度も言っていますけれども、新市立病院の建設について、山田前市長は、反対の声がすごくあるのにもかかわらず、市内 5 か所で説明したわけです。そのように積極的に出て行って説明を行っていくことが、私は条例制定の前に必要だと思いますので、それはぜひお願いします。

もう一点、先ほど安齋委員への答弁で、戸籍住民課のところのモニターで表示していることなのですが、モニターもそうなのですが、やはりペーパーをちゃんと置いておくと。どの程度のボリュームのものにするかというのは判断は任せますけれども、そうすれば、そのペーパーが何枚なくなったかということによって市民の関心度もわかるし、どれだけ広まっているかと数字的にもわかるので、やはりペーパーも一緒に置いておく方がいいのではないかという提案をさせていただきまして終わります。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市民周知の部分なのですが、9月17日の当委員会の後に私どもで取り組ませていただいた部分、説明会という部分につきましては、11月20日、これは専門の説明会ではございませんが、町会長と市との定例連絡会議といった、あるものを活用する形で、時間的制約もございまして、そういった中で伝えていきたいと考えております。

それから、紙ベースでの市民への周知、チラシ的なものを置いてという部分もございましたけれども、ちょうど今日の広報おたるで、条例の概要については市民の皆さんに、本当に概要、構成の作りだけですが、そういったものでまずごらんいただいておりますので、その経過を踏まえてという形で考えるようにしていきたいと思っております。条例ができ上がった後に、そういうチラシという部分を考えていた部分はございましたけれども、今時点という話だと思いますので、今日の広報おたるをまずごらんいただくということで考えていただければと思います。

○副委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎市民周知について

まず、小樽市自治基本条例（案）の考え方ということで、市側から条文についてのさまざまな解説等をいただくことで、中身について理解が大分深まったと思っております。

そこで、前回もそうですけれども、今回もそうなのですが、市民周知はどのようなのだということが一つ課題になっておりました。策定委員会から始まりまして、どれぐらい、市民周知を含めた、市民の声を聞くそういう場が設けられてきたのか、どのような声が、もし上がっているものがわかれば、もう一度確認の意味を込めてお聞かせいただきたいのと、それに対して策定委員会も含め、そして策定委員会の提言書が上がって、市役所も含め、その声に対してどのように応えてこの条例案まで至ったのかという、そこをお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

策定委員会から、市民の皆さんへの周知という部分で提言書を受けた後、どういう周知を行ってきたかという部分でございまして、提言書をいただいた後に、まちづくり提言フォーラムを開催しております。提言内容に対しまして横山会長の基調講演をいただきまして行っております。このときの参加者が約40名となっております。あわせて石黒副会長の講演も行っておりますし、その中でパネルディスカッションがございまして、御意見が出されております。その中で出された意見の代表的なものとして、市民の皆さん、まちづくりの活動に対して、市の積極的な部分が感じられないといった御意見などもいただいております。

それから、周知といたしましては、広報おたるでの周知として、平成24年10月1日号でございまして、この中で、条例の必要性、フォーラムの開催内容、続けて翌月の11月号で、提言書を受けたことにつきまして掲載を行っております。

それから、随時の部分になりますけれども、ホームページ等での周知、それから、提言書につきましては皆様にごらんいただけますように、サービスセンター等への配布等を行っております。

○上野委員

今の御答弁は、提言書をいただいた後の市の取組の部分で、その前の策定委員会でもいろいろと努力されて、市民周知をしていた部分があったと思うのですけれども、そこで、わかっている範囲で結構ですので、どのようなことがされていたのか、もう一度確認のためにお聞かせください。

○（総務）企画政策室長

経過は今日の資料の最後のページについているのですけれども、前段で庁内研究会をやりまして、その後、懇話会ということで、市民の方5名で懇話会をやって、その後、策定委員会に至っています。その経過は、それぞれホームページで、小樽市としてそういう取組をしているということはもちろんお知らせしております。それと、広報おたるで、今日11月1日号に掲載させていただいておりますけれども、今日も含めてこれまでたしか6回、広報おたるに、小樽市として自治基本条例の策定を進めますから始まりまして、随時お知らせさせていただいているところでございます。

何度も話をしていますけれども、策定委員会では、やはりつくる過程が大事だということで、市民の皆さんからの意見をいただくということで策定委員会を立ち上げて、前段でフォーラムをやらせていただいております。そして、フォーラムのほかにワークショップということで、市民の皆さんに多く入っていただいて、それぞれ小樽の強みや弱み、それから市に求めること、議会に求めること、市民としてしなければならないことにどのようなことがあるかということについて、そのワークショップでいろいろな御意見をいただいております。そういう意見を踏まえて、策定委員会で具体的な議論をしております。

ワークショップでいただいた個別の市民の方の意見がどのように反映されているかということをお話させていただきたいのですけれども、一つとしては、ワークショップで、観光資源やイベントが多いところが小樽の強みだと、そのほかに歴史的な文化遺産が多いなど、そのような議論をさせていただいております。そういう部分を踏まえて、策定委員会としては、今回提案させていただいた条例案の「第9章 魅力あるまちづくり」の部分はどうしても必要だという議論の展開になって、策定委員会の提言を受けております。それから、市長の責務ということで、ワークショップで、周辺市町村とも協力して後志全体を盛り上げる必要があるというような御意見を、市民の方からいただいております。策定委員からも同様の趣旨の条項は重要だということで、条例案の中に、市長の責務に後志の魅力も発信するというような条項が入ってきているということでございます。そういう形で、策定委員会だけでなく、市民の意見も踏まえて提言書をいただいたというふうに考えております。

○上野委員

今の御答弁を受けますと、条例案についての経過を踏まえると、決して市民を外して行っているわけではなく、市民の声を反映させながら条例案まで行き着いていると、市民の声を無視したわけではないということは改めて理解させていただきました。

そこで、今までフォーラムの開催あるいは紙媒体での周知ということが進められているのですけれども、今まで進められている中でも、それぞれの周知方法にもかなり取り組んでいらっしゃるのですが、限界もあるかと思えます。さらに多くの方々に、これから小樽市としてこういう姿勢でやっていきたいのだというこの条例案を広めるためには、これは私の提案なのですけれども、やはりまちづくりの基本条例のようなものを、理念条例でございまして、やはり市内のさまざまな、法人格を持っている、持っていない、いろいろあるとは思いますが、まちづくりの団体等、先ほどは町会等とも話合いというか、話をしていくということでしたけれども、そのほかにも、まちづくりの団体等からアンケートのような形で意見を吸い上げるような、パブリックコメントのようにインターネットですと、どうしてもこちらからアクセスしないとなかなかそこまでたどり着けないというのがありますので、ぜ

ひとつももう一つのステップとして、そういう団体にアンケートの形で一回出してみたら、さらなる広がりもあるのではないかと思います。今後のこの条例案の広め方というか、そういうものに関しまして、先ほど幾つかプランを出されていましたが、スケジュールもそれほど長いわけではないのですが、どのようなことで進めていこうと時期的なものも含めて考えているか、今の私の提言についてどのようにお考えかということをお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今後の周知方法という部分から先に答弁させていただきますけれども、先ほど申した部分と重なる部分がございますが、今後も市民向けのフォーラム、横山会長若しくは石黒副会長の講演等を踏まえた形での市民フォーラム、説明会を兼ねた形で行いたいと思っております。それから、説明会につきましても、市民の方を対象に地域を複数箇所で行っていきたいという部分がございます。その際にはわかりやすいペーパーというのでしょうか、パンフレットのようなものも必要になってくると思いますので、そういったものを作成する形で進めてまいりたいと考えております。あわせて、広報おたるでも、私どもが持っております情報伝達手段としては一番広く行き渡る部分ですので、こちらで特集的なものを組むというのもございますし、どうしても条例案自体にボリュームがございますので、回数を分けて連載するような形もとれないか、今考えているところでございます。

それから、もう一点おっしゃった団体の皆さんへのアンケートの部分なのですが、アンケートという形でいくかどうかは、考える部分はまだございますが、先ほど報告させていただいた中のまち育てふれあいトーク、出前講座という形で何人かの方にお集まりいただいた部分で、私どもが出向いていくメニューもございますので、その中に自治基本条例のメニューを新たに加えますので、そういったものも活用して周知を図っていきたく思っております。

○上野委員

フォーラムをされるということですが、年内中をお考えなのでしょうか、年明けをお考えなのか、時期も今迫っているのですが、今年もあと2か月ほどなのですか、どのようにお考えかお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

もちろんなるべく早く行えればよろしいのですが、やはり多くの方に開催を周知するという部分もございますので、今は年明けになろうかと考えております。

○上野委員

今、議会でもこのように議論して、市民周知をよりすべきだということもありますので、年明けに行うのが本当にいいかどうかというのは何とも言えないところもあるのですが、議会でも議論が煮えているときに、やはり市民の皆様にもぜひとも広めていただけるよう、できるだけ早くそういうものを開催する、あるいは各種団体などへの周知もできるだけ早い段階でされるほうがよいかなと思います。この条例自体をこれから本当に市民の皆さんと一緒にこのまちをつくっていくということについては、やはり行政側が率先して前に出ていかなければならない、そういう姿勢をぜひお見せになっていただけると議論もより進むと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○鈴木委員

自民党が条例案を継続審査とした理由は、大きく分けまして、まず一つは、9月の当委員会でも集中審議がありまして、説明していただいた中で、やはり理事者側にも若干迷いがあるのではないかなという懸念もありましたし、また、用語等の解説において、もう少しきちんと意味を理解できるように深めたいということが一つ、もう一つは、先ほど上野委員が言いましたとおり、市民周知ということになります。

今回、用語等のことについては、こういった形で、解説書というか、そういった形でかなりわかりやすくなった

と感じております。ただ、先ほど言ったように、迷いが見えた部分だけ再度確認したいと思っています。

◎住民投票について

集中審議の中で住民投票について質問がありました。そのときに、ある会派の方から、要するに住民という規定については住民基本台帳を基にしたものなのですねという質問がありまして、そうですということでした。ただ、その考え方として、国勢調査などを用いて、そういう方々も十分中に入れるべきではないのかというニュアンスの話の中で、把握しきれないのでなかなかそういうことはできないという御答弁があった、その後、主幹から、そんなことはない、住民基本台帳であるという御答弁があったのです。基本的に、そういったときに、きっちり住民基本台帳でやるのだという話が最初から出るべきだったところ、そういった形で、例えば理事者側にもいろいろなお考えがあってまだ整理できていないのかなと、そういうことが一つありました。まず、そのことについて、現時点ではどうなっておりますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

9月の当委員会で話をさせていただいた住民の定義的な部分といいますか、住民投票の中での住民の部分というのをどう考えるかという御質問かと思うのですが、今回、小樽市自治基本条例（案）の考え方の中で改めて整理させていただいた部分といたしましては、住民投票の制度自体、間接民主主義を補完する制度ということで位置づけましたということを書かせていただきました。当然、間接民主制ですから、その地域にお住まいの方々の住民の意見を議会の皆さんを通してという形での原則になっておりますので、ここでいう住民につきましても同様に、間接民主制の基になっている皆さんが住民投票の範囲になってくるというふうに考えております。

それと、9月の委員会で、私の後にたぶん室長が補足したと思うのですが、住民投票を行う案件はあくまで市政に関する重要な案件ですから、責任を明確にする必要があるということで、住民票が小樽にある方ということで説明させていただいた部分でございます。今回、その考え方を含めまして、小樽市自治基本条例（案）の考え方の13ページのところに補足を加えさせていただいたところでございます。

○（総務）企画政策室長

9月の委員会で確かに、通勤している方が把握できないからということでは話させていただいたのですが、本会議でも、答弁ではそちらの理由ではなく、あくまで重要な案件なので、住所を有する方を対象にしていますということで答弁させていただきました。もし実施するとしても、そういうことはかなり難しいということで、補足させていただいたということでございます。考えはぶれておりませんので、その辺は御理解いただきたいと思いません。

○鈴木委員

そういうことをきちんと確認したかったわけでありまして、まずそれについては理解しました。

それと、投票結果の尊重の度合いです。これについては、理事者から、あくまでも尊重であってという話がありましたけれども、私ども自民党としましては、例えばこういったことに、同じ賛成をするにしても、ある程度党派間の共通認識も必要なのではないかということもありまして、継続審査にさせていただいた部分もあるわけでありまして。というのは、片や、尊重するということはかなり拘束性があるのではないかと言い張る、そして、片や、あくまでも参考であるということそのままだと置いてこの論議を進めて、そして承認していいのかという部分もありましたので、今回またはっきりさせていただきたいのですけれども、投票結果については、尊重というのはあくまでも参考ということでよろしいですね。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、尊重の部分を参考ということで鈴木委員がおっしゃった部分でございますけれども、尊重という言葉は辞書で改めて調べてみたのですが、とうといものとして重んじることと広辞苑には出てまいりました。ですから、参考というよりは、もう少し重いものとして受け止めるべきというふうに考えております。小樽市自治基本条例（案）

の考え方の中でも示させていただきましたけれども、あくまで間接民主制が原則ですので、拘束力を持たせることは議会や市長の権限を制限する部分がございますので、この尊重というのが限界という形で考えております。

○鈴木委員

その点についてもクリアということでもあります。

◎市民周知について

それと、周知なのですけれども、先ほど、私どもの会派の上野委員からも、周知が足りないのではないかということに対して、いろいろとお考えだということなのですが、私からは、それはもちろんそうなのですけれども、まず、自治基本条例が必要な理由の中に、本市は人口減少や少子高齢化、財政問題、要するにお金もない、人手もなかなか少ないといった中で、市民の力をかりて一緒にこのまちをよくしていこうというか、豊かなまちづくりをしていこうということが書いてあるわけです。ということは、この条例を制定するときには、ある程度そういう意味合いが醸成されているべきだと考えているわけなのですけれども、質問するとよくあるのは、この条例を制定していただいたら動きやすい、ここから始まる、先ほど言っていたように、前段は大切なので、6回も広報おたるに載せていて、2回フォーラムをやって、こういうことをやってきているのだと。ただ、我々からすれば、今、自治基本条例の話をもっと市民としましても、全く知らない、興味が無いという話が多いわけなのです。そういうことで、懸念しているというのが現状です。ですから、特に市民のお力をかりることになれば、今までの条例は関係者だけにある程度限定したものであったりするのであるけれども、これは市民全体を対象にして、なおかつ協力していただかなければならない事項でありますから、もう少し実体として皆さんの口に上るようなぐらい、ある程度は条例制定前に必要ではないかという考えなのですが、その点についてはどうお考えですか。

○（総務）企画政策室長

自治基本条例の必要性ということで、何条に何が書いてあるかということまでは市民の方は必要としていないと思いますけれども、小樽市で、市民の皆さんと一緒に、まちづくりのためにこういう基本的なルールの条例があるのだということ、市民の方に知っていただくのが一番大事なのではないかと思っております。施行までの時間もございますので、まずそういう形でいろいろと力を入れていく、ただ、力を入れてもなかなか広まらない部分もあると思いますけれども、できるだけ力を入れて、さらにその施行後も広めていく形の継続的な周知の取組は必要なのではないかと思っております。それとあわせて、この条例につきましては、市民の方々に知ってもらうのはもちろんなのですけれども、市職員に係る部分が非常に多くなっておりまして、我々市職員にも周知を図っていきたくて考えているところでございます。

○鈴木委員

先ほど言った用語の件などについては、報告や資料でかなり解消されたと考えております。それと、今言った周知につきましては、先ほどおっしゃったように、今後こういうことをするというプランがとおりですし、また職員の周知のことも含めて、我々自民党としてはしっかり把握していきたいと考えております。ということで、今後の考え方としては、かなり苦勞されておつくりになったということは考えておりますし、そういうことを基に、今後の周知を、推移を見て、条例案に対する態度を決定したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○前田委員

◎ホームページでの周知について

確認の意味で質問いたします。今日の新聞に広報おたるが折り込まれていて、その中を開いていくと、「自治基本条例って何だろう」ということで、3点に絞って書いてあるのです、自治基本条例とはうんぬんと、またこれまでの取組、あるいは条例案の内容、これらが3本柱でつくられてこの紙面は構成されております。それで、最後のくだりの「なお、自治基本条例案の詳しい内容についてはホームページをご覧ください」と、総務部企画政策室でも配

布しています」ですが、私もパソコン関係はあまり詳しくありませんけれども、小樽市は人口約12万7,000人、約6万6,000世帯ですが、「ホームページをご覧になるか」とありますけれども、パソコンの普及率というのかな、そういうものは市内でどういう状況になっているのですか。これで知れということなのですか。

○（総務）企画政策室長

どのぐらい普及していて、年代的にどういう方がホームページを見られているかというデータはございません。ただ、ホームページのアクセス件数は、カウンターがそれぞれのところについておりますので、わかる形になっております。それについては、今、手持ちの資料がございません。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、申し上げたとおり、パソコンの普及率まではわからなかったのですけれども、今、トップページに「小樽市自治基本条例の制定について」ということで、見られるようにというか、入っていくリンクがあるのですが、2013年1月から10月末までの数字でございますけれども、「小樽市自治基本条例の制定について」のページに入られた方の数といたしましては、10月までで約800件、昨年1年間でいきますと1,150件、カウンターでカウントされております。

○前田委員

それでアクセスというのかな、そういう800件あるいは1,150件の内訳というか、市内、市外というのはわかるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市内、市外の区分はたしかわからないと思います。私も詳しくないのですけれども、国内、国外という区分はできたかと思うのですが、市内、市外というのは判断できないと認識しております。

○前田委員

この自治基本条例のページはいつアップされたのですか。今日からですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

正確な日にちについては今、手元に資料がないのですけれども、策定委員会が平成22年からスタートしておりますので、そのタイミングでは間違いなくページとしては存在していたと認識しております。

○前田委員

相当古いというか、何年も前から載っていて、中身は少しずつ変わってきて、次第にいろいろと内容が濃くなってきているのだらうと思いますけれども、カウンターの動きということはどういうことですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

動きといいましても、アクセスのアドレスでもってカウントされるものですから、現在、推移まではなかなか把握しておりませんが、システム的な部分ですので、わかりかねる部分がございます。

○前田委員

私もパソコン関係については素人だからよくわからないけれども、今日の広報おたるに載っている自治基本条例の記事の末尾に、詳しいことはインターネットで知れと書かれているから、それなりに、今はやりの道具というかアイテムだからいろいろなことがわかるのだらうと思うし、こういうことで関心のある人がどんどん増えていけばカウントも上がっていくのだらうから、そういった推移がわかっている、我々に対しても、ここで言っているように説得力が、こういうことでこうなって、相当見られているのですよと、ここの部分だけででも。そのように、うちの会派の態度は話したかと思いますが、あと周知の問題について、今どこの会派もそうなのだけれども、広報おたるの文章の末尾では周知のことを言っていると思うのです、パソコンでよく見てくれということを言っているのかもしれませんが、見られているのかどうかもよくわからないようなことで、それを推しはかられて周知がされたのだというようなことになれば、いかなものかなと。市内の皆さんがパソコンをどの程度持っていてそういうことをや

っているのか、地元の老人クラブなどでそういうことを聞いたら、パソコンを持っている人はほとんどいないのです。だから、どうなっているのかと、そのギャップというのかね。今ほど皆さんが聞かれていたように、市長が FM おたるでいろいろとそういったことを説明されている、今日の広報おたるに掲載されている、庁内のモニターで今やっているの、市民周知は図られていると、こういったことなのですから、それらの周知がそれぞれ、パソコンであろうがモニターであろうが紙のものであろうが、どの程度まで行き渡ったのかと確認する、検証するというのか、市民周知というような部分ではそれが一番大事なことで、市外の人ばかりアクセスしていて市民の方はしていないとするならば、広報おたるの、ホームページでごらんになってくださいという部分については、あまり期待できることではないと思います。ということで、どういう手法、どういう方法でもって市民周知が行き渡ったのだということを感じ取るというのか、計測するというのか、検証するというのか、この辺はどうなのですか。

○市長

今の前田委員の御質問であります。私も常日ごろ市内においては、ホームページというのは一つの手段ではあるけれども、ホームページオンリーということにはならないということは申し上げているのです。今、パソコンの普及率については、やはり高齢化率が高まってくるということで、パソコンでいろいろなことをおやりになっている御高齢の方もたくさんいらっしゃいますけれども、一方ではパソコンにあまり興味がないというか、インターネットを含めてそういったことを見たこともないという方もたくさんいらっしゃいます。ですから、ホームページだけで市民周知をしようということは全く考えておりません。私は、市民周知をするときにホームページだけでやるなどということとはとんでもないことだということですから、今申し上げているように、いろいろなことを、市民周知をするためには話しているわけです。ですから、そういった中で、できるだけ多くの市民の方に御理解いただきたいということでございますので、今、前田委員がおっしゃるように、では何パーセントなのだ、何人なのだ、そういうことであれば、何かいい御意見があれば、ぜひ教えていただきたいと思っておりますので、前田委員の御意見を参考にして取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、私自身はそういうことで、いろいろな中で、やはり市民の皆さんに御理解いただくように、これからも努力していただくよう事務を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

いただいた資料に基づき、何点か質問させていただきます。

◎「市民」の定義について

最初に、資料の内容についてお聞きいたします。

第2条では用語の定義が規定されています。「市民」の定義のことですけれども、資料の6ページに、「市民」というのは、「①市内に住所を有する者、②市内において働く者、学ぶ者、③市内において事業活動を行う者、④市内において活動する団体、これらを市民と位置付けています」と書かれております。ここになお書きがありまして、「ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、法律上の権利に違いがあります」と書いてあるのですけれども、この「法律上の権利に違い」ということはどういったことをいうのか、お聞かせ願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

法律上の同じ権利を有することを意味していないという部分なのですから、隣の7ページに関係法令ということで、地方自治法第10条第2項、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と補足させていただいております。ここでい

う「①市内に住所を有する者」、住民ですね、こちらにつきましては、普通地方公共団体、小樽市の役務の提供、具体でいきますと、一般的には公共サービスと申しますけれども、福祉や教育といった部分で、小樽市からの公共的なサービスという部分での権利を住民は有するということで書かせていただいた部分になります。それにつきましては、「②市内において働く者、学ぶ者」などは、小樽市の公共サービスの部分で差が出てくる部分がございますので、その違いということで御理解いただければと思います。

○松田委員

◎特色ある規定について

本年 8 月末現在で、288 の自治体で自治基本条例若しくはまちづくり基本条例が制定されており、また今、小樽市を含めて、道内だけでも七つの自治体が条例の制定に向けて動いています。条例等の組立てについては、どこの自治体でもそれほど差があるものではありませんけれども、特色ある規定を入れている自治体があると聞いております。それで、小樽市の条例案における特色ある規定にはどのようなものがあるか、お聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市の条例案の特色ある規定の部分なのですが、本日の広報おたるでも少し書かせていただいたのですが、条例案でいきますと第 31 条、小樽市自治基本条例（案）の考え方でいきますと 33 ページになります。「第 9 章魅力あるまちづくり」ということで、1 点規定を設けております。条文はごらんいただいているかと思いますが、小樽市がこれからも観光都市としてあり続けるように努めますという形の部分や、小樽の特性、自然環境、歴史的景観といった特性を生かしてまちづくり施策を進める、それから第 3 項では、外から訪れる方を温かく迎えるといった心を持ちましょうという形の条文を規定しておりますが、ここはある意味、小樽市の条例案の独自性の部分ということで申し上げられるかと思えます。

あと、小樽市自治基本条例（案）の考え方の 34 ページにある「安全で安心なまちづくり」が広報にも載っていますが、この部分も小樽らしい規定というふうなことで設けておりますけれども、作成した当時、ちょうど東日本大震災がございましたので、ほかのまちではあまり震災の部分を意識した書き方はなかったものですから、小樽らしいというよりは、ほかのまちにあまり見られなかった事例ということで規定しております。

○松田委員

小樽の特色は観光だけではないと思いますので、今後見直すときには他の特色も見いだせるような条例になっていただければと思います。

◎条例の見直し条項について

これに関連して次の質問をさせていただきます。条例の見直しについてでございます。

条例案第 36 条では、5 年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討して、必要に応じて、この条例を見直すと規定されております。既に制定済みの他都市の条例にも見直しの規定が入っており、どのまちでも大体四、五年で見直すとうたっているようであります。北海道で一番早く制定されたのがニセコ町で、施行が平成 13 年ですから、恐らく大体 4 年、5 年となるともう見直されているのではないかと思います。また、先ほど言いましたとおり、全国で 300 くらいの自治体がこの自治基本条例を制定しておりますので、20 年前後に制定されたところについては見直しの時期になっているのではないかと思います。それで、制定後見直しして条例を改正している自治体がどのくらいあるのか、押さえていたらお示しいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

どのくらいの自治体が改正したかは押さえておりません。ですから、数字的に、何か所で見直しを行ったかは、お答えできない状態でございます。

○松田委員

何か所かということとはわからないまでも、どのような内容の見直しがされているかは把握していますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

松田委員もおっしゃっていましたニセコ町は、一番初めにまちづくり条例がつくられたまちでございますけれども、こちらが平成13年の施行ということで、4年を超えない期間ごとに見直すとなっております。ニセコ町の例で申し上げますと、17年に改正を行っております、日本で一番初めの条例ということもありましたから、つくりの中にいろいろ足し込んでいく部分がかかなり多くあったように聞いております。ニセコ町の例では、主にいきますと、議会と議員の部分新たに盛り込んだという部分がございます。あわせまして、町の提案ということで、先ほど小樽市の条例案にはありますということで申し上げましたけれども、危機管理体制の確立や法令の遵守といったことが同じく17年の改正で盛り込まれております。ニセコ町の場合は施行後10年以上たっていますので、さらにもう一度改正を行っております、22年改正というところなのでございますけれども、その中では、審議会に対する女性の参加の拡充や、町が条例をつくる場合、廃止する場合の町民参加という部分での規定が盛り込まれております。

それから、道内の例でございますけれども、苫小牧市が19年の施行で、こちらも4年を超えない期間で見直すとなっておりますが、23年に一部改正をしております、こちらについては総合計画の絡み、関係で、地方自治法で基本構想の策定義務がなくなったことに伴いまして、改正前には自治基本条例の中で議会の議決を受けて基本構想を定めるという規定がございましたけれども、地方自治法の一部改正に伴いまして、改正後は基本構想を定めるという形で規定が直っております。道内の例は、以上の形になっております。

○松田委員

平成22年の第2回の小樽市自治基本条例策定委員会で行われたセミナーで講演した石黒副会長は、今言ったニセコ町の条例を例にとって、育てる条例と言われています。最初の条例を改正し、それからまた次の改正に向けて検討していくと、見直しというのも、条例そのものの条文見直しというだけではなく、条例に基づく自治体の運営をチェックする、その結果、必要などころがあれば改正するのだというような内容で、私は石黒副会長のこのセミナーの講演録を読み、小樽市も条例を今制定していくわけですけども、最初から完璧なものはないと思います。試行錯誤しながら、よりよいものに育てていく、まさしく育てる条例ということが大事ではないかと考えるものですから、この点について今後よろしく願います。

◎市民周知について

最後に、先ほどからほかの委員の皆さんが質問していますけれども、市民への周知の方法についてお聞きします。

第3回定例会で条例案が継続審査になった理由の一つとして、市民への周知方法の不十分さが挙げられております。また、我が党の千葉議員や秋元議員も9月の当委員会で指摘しているところでございます。

先ほどの報告では、今後、町会長と市との定例連絡会議など、いろいろな形で周知していくとっております。前に策定委員会が提言をしたときに、提言の「Ⅲ 策定委員会としての附帯意見」の中の2番目に「自治基本条例の周知について」というのがあります。そこでは「私たちは、この自治基本条例は、あらゆる市民が、その趣旨と意味を理解し、自らのものとして受け止めていくことが必要と考えます。そのためには、あらゆる世代の人々が理解できるように、周知の手段や説明の仕方などを工夫する必要があると考えます」と述べられております。そういったことで、いろいろと100パーセント皆さんに周知するということは大変なことだと思っておりますけれども、この附帯意見についてどういう御見解があるか、お聞かせ願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

附帯意見で出されているとおり、私どももいたしましては、一人でも多くの方にこの条例の内容、趣旨を知っていただいた上で、この条例自体を、まちづくりのマニュアルというのでしょうか、説明書として、市民の皆さんに活用していただけるようなものとしていただきたいと思いますと考えておりますので、市民周知の方法について、附帯意見では工夫しなさいということで書かれておりますけれども、周知のいろいろな手法、私どもは広報やホームページと申し上げておりますが、可能な限りの方法で、それからいろいろなメディアの皆さんもいらっしゃいますので、そ

ういったものも御協力いただきながら、市民周知に力を入れていきたいと考えております。

○松田委員

フォーラムをやったという内容も先ほどおっしゃっていましたが、どのくらいの方がフォーラムやワークショップに出ているのか調べましたら、33名、26名、53名という人数でした。これから説明会が行われるということですが、やはり説明会を行ったということで終わるのではなく、その説明会を行うということの周知という部分も大事なのではないかと思いますので、この点についてよろしくお願いします。

○高橋委員

◎議会資料のあり方について

今回、資料が出てきまして、小樽市自治基本条例(案)の考え方ということで、先ほどの報告、説明がありました。冒頭に話したいのは、以前、議会の資料として小樽市自治基本条例に関する提言書が配られ、策定委員会が出した資料ですが、これがベースになって今回の資料もできているわけですが、これはあくまでも策定委員会の提言書であって、小樽市が出したものではありません。一方、今回の資料はきちんと小樽市と名称が入っています。そういうことを考えると、私はこれが正式なのだろうと思います。それで、第3回定例会のときに議案を提案される、その議案説明をされるときに、やはりこれを出すべきではなかったかと思っているわけです。この点についてはいかが感じておりますか。

○(総務)企画政策室長

繰り返しになりますけれども、私どもは策定委員会の提言を踏まえて、ほとんど同じ内容で資料を出させていたでいておりましたので、それで賄えるということではないのですが、それが出ていたということ。それと、高橋委員がおっしゃるように、確かに議会議論の資料としては、会派の説明のときにつけました資料だけですので、やや不足していたという認識は持っております。ただ、この条例案は理念条例で、ある程度今までの条例とは違って、ですます調で易しい文言で、市民にわかるような形の条文となっておりますので、そういう意味で、大体見ていただくとおおよその部分がわかるのではないかという部分もあるというふうに思っていたところでございます。

○高橋委員

室長の話は理解できます。ただ、私が言っているのは、議会に対して市長が提案するわけで、提案するときに、市の考え方、市長が提案する考え方というのはこういうものを出すときに、策定委員会の提言書は小樽市のものではないわけですが、何回も言いますが、ですから、そういう意味では、私は議会に対する丁寧さが欠けていたのだろうと思うわけです。この点についてもう一度見解を伺います。

○総務部長

御指摘のとおりだというふうに思っております。その御指摘を受けて、今回、小樽市自治基本条例(案)の考え方を整理させていただいたわけでございます。あくまでも条例制定者は私どもでございますので、私どもが考え方を示すのが正当ではないかということで、あくまでも先に示したのが策定委員会の考え方ということだというふうに思っております。

○高橋委員

中身については、よりわかりやすく詳しくということで、策定委員会の提言書よりも一歩進んだ内容になっているのではないかと思います。第3回定例会における、あまり言葉はよくないのですが、審議のロスのようなものは、もしこういうものがあればもう少し省けたのではないかと私は思っております。

中身について何点か確認させていただきます。

◎副題について

まず、小樽市自治基本条例(案)の考え方の2ページ、条例の名称です。

自治基本条例ということで、私も周りの方といろいろと話をした経緯があります。自治基本条例とは何ですかということ。まずわからないという意見を皆さんから伺います。10人に聞いたら10人同じ答えが返ってきます。条例案としてこれはもう出ているわけですから、変えるわけにはいかないと思いますので、小樽市自治基本条例(案)の考え方の表紙にあるこの副題、要するにまちづくりの条例なのですということがわかるような内容で、例えば概要版をつくる、又はホームページ、全くまだ見ていませんけれども、副題としてははっきりわかりやすく表現できるようにぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃったとおり、副題につきましては、これからつくってまいりますパンフレット、おっしゃってましたホームページ、今後行っていく周知の中で、タイトルとセットで使われるような形で、市民の皆さんにより理解が深まるような形で行っていきたいと考えております。

○高橋委員

◎住民投票について

もう一つ聞きたいのは、条例案第11条、住民投票です。先ほど鈴木委員からも出ていましたけれども、私も確認させていただきます。

まず、住民という定義、それから市民という定義があるわけですが、そもそも第2条の定義で市民ということの規定して、住民だけではなく幅広く定義しているわけです。第11条では住民投票ということで住民になっているわけですが、この使い分け、なぜ「住民」投票になったのか、経緯をお知らせください。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

住民投票につきましては、先ほど話をさせていただきましたとおり、あくまで間接民主制を補完する制度ということで、条例案で定義した市民から少し狭まった形で、あくまで住民の方の意思を確認するという意図でもって制定した条項になります。条文の中で住民という言葉が出てくるのは第11条だけなのですが、住民投票については、あくまで市内に住所を有する者に対しての条文ということで御理解いただきたいと思います。それ以外は、広い市民ですから、通勤されている方、通学されている方など全てを含んだ形での市民ということで認識していただければ結構だと思います。

○(総務)企画政策室長

条例案全般では市民という形になっております。まちづくり、防災の関係も含めて、日中は市外の方も市内にいらっしゃるから、そういうものも含めて、市民全体がそういうことでまちづくりを進めていこうということになっています。ただ、第11条につきましてはここにもございますように、市にとって重要な案件、小樽市の将来にかかわるような部分について、住民の方の意思を確認する行為でございますので、これにつきましては、市民という広い範囲でなく、住民という形で限定して住民投票をしようということで、条例案に位置づけさせていただいているところでございます。

○高橋委員

そこで解釈の仕方、受け止め方が若干違うのではないかと思うわけです。まちづくりは市民も一緒になってやってくださいという、要するに投げかけているわけなのです。今、室長から説明があったように、市政に関する重要な事案について投票を行います、市長がそれをやるわけですが、では市民に対して、一般的に普通に考えると、近隣のおじさん、おばさんに言わせると、市民というのは小樽市に住んでいる人だと、普通はそう思うのです。市外に住んでいる人も市民と大きく定義しているわけですから、市政に関する重要な事案ということを見ると、規定している市民の方々は関係ないのかという話になるわけです。内容によっては、個別的になりますけれども、市外から来ている方若しくはある施設、ある会社、そういうところでもってその地域で限定すると、住民でない人のほうが多いというケースもあるかもしれません。そうなった場合に、重要な事案について、例えば東京でしたか、

都市計画道路についての住民投票がありました、そういう方々の意見は何も聞かないのかということになるわけです、投票とはまた別になるかもしれませんが、市民と住民の使い分けが、私としてはどうもすんなり落ちてこないものですから聞いているわけですが、住民投票に関して市民は全く参加できないのか、できるような個別事案であり得るのか、この考え方を聞かせていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

ここで定めさせていただいた住民投票について考えていきますと、条文でいきますと、住民の意思を確認するためということで書かせていただきましたので、市といたしましては市内に住所を有する方を対象ということでこの条文を定めております。ただ、実際に住民投票が行われる際には、条例案では個別型の住民投票条例という位置づけを行っておりますので、その中で改めて投票者の範囲や、投票の要件というのでしょうか、そういったものを定めていく形になります。その議論の中で、例えば含むという部分が出てまいりましたら、そこで決定される事項になるのではないかと考えております。

○高橋委員

第11条の考え方、13ページの下から5行目ですけれども、主幹が言われたような内容があります。「投票方法、住所や年齢の要件、外国人の取扱いなどの投票資格」とあるわけです。今はこのことを言われたのですか。

○（総務）企画政策室長

今、主幹から答弁させていただいたのは、この条例のつくりとしましてはあくまで、住民投票を問う、住民投票していただく方は住民ということで、市内に住所を有する方、住民ということで限っています。その中で、小樽市自治基本条例（案）の考え方の13ページ、下から5行目の外国人というような形の解釈になっておりますので、例えば外国人が全部入るというわけではなく、あくまで小樽市の住民である外国人が一時的にここの対象になる、ただ、その中でさらに住民投票をやる場合は、具体的に住民登録のある外国人を入れるかどうかというのは、住民投票条例を出す中でまた決めていくという形になっております。

○高橋委員

ついでに確認しますけれども、年齢の要件というのは、この年齢というのはどういう内容なのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

通常、選挙権は20歳以上で3か月以上住所を有するという条件が基本的にあると思います。ここで言う要件は、他都市の例を見ますと、例えば20歳以上をさらに下げて18歳以上にする、18歳ぐらいになるとある程度社会的にいろいろと判断できる部分があって、18歳以上に下げているところもございます。さらに下げて16歳以上でもいいのではないかと議論がされている市もあるというふうに承知しております。

○高橋委員

個別にならないと議論は進まないと思いますのでこの議論はやめますけれども、一つ確認したいのは「市政に関する重要な事案」というところです。通常、市民の関心があるものについては、署名運動をしたり議会に陳情したりすることがあるわけです。陳情になると当然議会で審査案件となって議論するわけですから、議会の中でもいろいろとあるわけですが、条例案の「市政に関する重要な事案」というのは、他の自治体の具体的な例が書いてありますが、本市にとってはどういうことを想定してこの文言を入れたのか、お答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市自治基本条例（案）の考え方の中で、具体的にどういう枠組みでというのは示せておりません。実際に具体のどういうものを想定してというものを現時点で想定するのは非常に難しいというふうに考えております。基準や、枠組みというのでしょうか、そういうものをこの時点で明らかに線引き、こういうものを書けるのは今の時点ではなかなか難しいということで御理解いただければと思います。

○高橋委員

もう一つ、第11条では、「直接、住民の意思を確認するため」となっています。第2項では「市は、住民投票の結果を尊重します」とあり、先ほども議論になっていました。確認するために投票するわけですから、投票した結果には当然住民も関心があるわけです。この「尊重します」という意味は、私は非常に難しい表現というか、重い表現だと思います。例えば、市が想定している判断と真逆な場合もあるかもしれません。そうなった場合に、「尊重します」とはどういう意味なのかということになってくると思います。最終的には市長の責任問題にもなるかもしれません。この「結果を尊重します」とはどういうことなのか、もう少し見解を伺います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

おっしゃるとおり、尊重という言葉は主観的な部分の意味合いも持っていますので、なかなか難しい部分があるのですけれども、私どもとして考えているこの尊重の部分なのですが、住民投票の結果が出ました、その結果を十分に尊重というのでしょうか、十分に検討した上で、それに考慮を払いながら、最終的に市が意思決定をするというふうに考えております。おっしゃっていたとおり、尊重した結果、市長の判断と逆の結果が出る場合ももちろんあり得ます。ここではあくまでその結果を十分に考えながら、最終的に市長が判断を行うということでの規定ということで、「尊重します」という規定にしております。

○高橋委員

何かよくわかったような、わからないような話ですけれども、それは了解しました。

行政運営についてやりたかったのですけれども、これは別の機会にします。

◎市民周知について

最後に市民周知の関係です。

先ほど松田委員も言われていましたけれども、第3回定例会が終わっていろいろと工夫されて、今できるものはやろうということで、先ほど市長からも御発言がありました、それはわかりました。私どもも、第3回定例会の集中審議の中でも各委員が言っていましたけれども、やはり丁寧な市民周知が必要ではなかったのかという見解は変わっておりません。そういう意味では、今日までの努力は認めますけれども、やはりもう少し工夫が必要だろうと思っておりますので、先ほどもいろいろと聞きましたが、今後もまだまだ工夫する余地があると思っておりますので、その辺の見解を伺って質問を終わります。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほど何点か、フォーラムの開催や、地域別の、地区何か所かでの説明会という話をさせていただきましたけれども、高橋委員がおっしゃるように工夫は必要だと思います。例えば説明会をやる際のパンフレットのつくりについては、本日の資料のようなものでは、これだけの厚さがございまして、もう少しわかりやすいシンプルなものでも説明していくためのつくりもございまして、今後の広報おたるでの掲載についても、説明会とちょうどタイミングが合うような時期に合わせて掲載するなど、そういった工夫はこれからも重ねてまいりたいと考えております。

○副委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時05分

再開 午後 3 時29分

○副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、直ちに採決いたします。

平成25年第3回定例会議案第22号について、継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。